

---

## 研究回顧シリーズ連載にあたって

---

戦後半世紀を経て、社会・労働問題の問題様相は大きく変化して現在に至っている。それと同時に、歴史科学としての社会・労働問題研究における問題関心や研究動向も、時代の動向を反映しつつ、大きく変遷してきた。

そうした時代の提起した歴史的状況に對し、社会・労働問題研究者はそれをどのように受け止めつつ、それぞれの研究を行ってきたのであろうか。

本誌で企画した研究回顧シリーズは、概ね、次のような企画の意図からなっている。第一に、戦後の社会・労働問題の変遷を受け止めつつ、それぞれの問題関心から研究を進めてきた研究者たちに、自らの研究を回顧していただき、あとの研究者世代への提言などを行っていただくことである。第二に、そうした研究回顧・提言を受けつつ、あとの研究者世代が、先達の研究者の研究成果を摂取・継承されんことを意図している。もちろん、摂取・継承のあり方自身は、継承する研究者世代の自由であるとしてもである。

実際のところ、社会・労働問題研究の分野における研究者の世代交代は、このところ急速に進んでいる。一例を挙げてみよう。いま手元には、とりあえず社会政策学会の1994年10月現在の名簿がある。そのなかで、幹事の構成をみると、いわゆる団塊の世代およびそれ以降と思われる人たちは、24人中で6人に過ぎなかった。それより、わずか6年後の2000年10月現在の幹事構成をみると、24人中14人とすでに過半数を超えている。その時の代表幹事も、すでに団塊の世代の一人であり、その次の代表幹事も同様

である。そうした戦後生まれの団塊の世代が、いまや研究者の第一線の先頭に立っている。

以上は一例に過ぎないが、そうした世代交代の急進展を目の当たりにして、本誌のような研究回顧シリーズを企画し、研究回顧の執筆をお願いするに至った。

幸いにして、この企画に基づく執筆依頼に対し、多くの研究者の賛同を得ることが出来ただけでなく、すでにいくつかの研究回顧の原稿が寄せられている。そのいずれもが、真摯に研究を積み重ねてきた方々の渾身の回顧であり、また提言でもある。

それ故、今後、原稿をお寄せくださる方々を含め、なるべく早く掲載することにしたいが、他の特集企画などとの関係もあり、直ちには掲載できない場合が多々あるであろう。その点にはなはだ遺憾であるが、ただ少なくとも、研究回顧シリーズとして、できるだけ継続的に掲載していきたいと考えている。

なお、本誌ではかつて研究回顧シリーズとして、3名の方の研究回顧を掲載したことがある。舟橋尚道「賃金論研究と私(上)(下)」「労務関係・社会政策・労働法論研究と私」(『大原社会問題研究所雑誌』1996年9月、10月、11月号454～456号)、戸木田嘉久「戦後50年と私の労働問題研究」(『大原社会問題研究所雑誌』1997年2月号、459号)、荒又重雄「戦争直後派ととっての労働問題研究」(『大原社会問題研究所雑誌』1999年7月号、488号)。以上の回顧も、併せて参照していただければ幸いである。

(早川 征一郎)

# 賃金と労働組合

高木 督夫

- 1 「賃労働型」
  - 2 「搾取強化と高賃金化」, 「所得政策と経済整合性論」, 「経済民主主義」
  - 3 「賃金体系」
  - 4 「貧困化」
  - 5 「潜在失業論」その他
- あとがき

## 1 「賃労働型」

私が労働問題の研究に携わるようになったのは、1948年6月、労働科学研究所の藤本武研究室（以下敬称一切略）に入ってからである。当時の労研は人数こそ百人をこす大所帯であったものの、敗戦で一切の援助を絶たれた極端に貧困な民間研究機関にすぎず、藤本研究室も委託調査・研究に明け暮れる猛烈社員並みの労働が日常であった。電力、炭鉱、製鉄、船員、紡

績、林業、ダム建設、さらには大工場労働者家族調査、中小工場労働者家族調査、山村調査、生活保護世帯調査等（それらの殆どは報告書として発表されている）、いわば助手として私が参加したもののだけでもかなりの種類になる。ただ大学の自主的な実証研究のように、予め仮説をたて実態調査で検証するという方法は、調査・研究の発注先がある以上無理だったが、委託調査・研究を利用してそれなりに自分の研究

## 【略歴】

- 1946年9月 東京大学経済学部卒業。
- 1948年6月 労働科学研究所入所。
- 1956年4月 法政大学工学部工業経営学科専任講師。
- 1957年4月 助教授。
- 1964年4月 教授。
- 1993年4月 退職、名誉教授。

## 【主要著書】

『労働組合と職務給』（労働旬報社、1963年）。『賃金体系と賃金闘争』（労働旬報社、1965年）。『賃金入門』（労働旬報社、1966年）。『講座・現代賃金論・

・国家独占資本主義と賃金政策』（青木書店、1968年、編著）。『賃金体系と労働組合・上下』（労働旬報社、1974年、高木・深見謙介 鬼窪健次 共著）。『日本資本主義と賃金問題』（法政大学出版局、1974年）。『巨大工場と労働者階級・上下』（新日本出版社、1980年、向笠良一・戸木田嘉久・木元進一郎・高木共編著）。『経済危機と労働組合運動』（学習の友社、1982年）。『講座・今日の日本資本主義・7・日本資本主義と労働者階級』（大月書店、1982年、戸木田嘉久・高木共編著）。『日本の労働組合運動・4・経済民主主義運動』（大月書店、1985年、高木・島崎晴哉共編著）。『日本経済の危機と労働組合運動』（学習の友社、1994年）。

をすすめることはある程度可能だった。そのような中で藤本は「最低生活費の研究」はじめ多大の成果をあげているが、当時徒弟段階の私があげられるのは次の二つくらいである。一つは「半農半労型について 低賃金の一要因として」(『社会政策学会年報第一集 賃金・生計費・生活保障』1953)、関連論文として「半農半労型労働者の賃金」(『労働科学』1950.12-1951.2)、「我国労働者の半農半労的特質について」(『労働科学』1954.2-3, 1954.10)であり、他は「潜在失業論」(後述)である。

調査の中で大量に遭遇した賃労働の型、労働力の再生産が単に賃労働のみで成立せず、なんらかの形態で農家経済と結合し、それによって有意な影響を受ける労働者ないし賃労働の型を、藤本は「半農半労型」と命名した。ある程度の差異を私なりに無視していえば、それは大河内一男の提唱した「出稼型」に他ならない。昭和20年代には「出稼型」が構造的な賃労働型として日本の労働関係の諸事象を基本的に規定しているとする主張が広く行われていた。工場地帯への定着労働人口の欠如と労働力の浮動性、近代的労働市場の欠如と縁故募集、統一的労働条件の未形成と近代的範疇としての賃金の未確立、身分的労働関係の存在、労働組合の従業員組合化と労働運動の不安定性、労働者としての労働条件改善への闘争意識と職業意識の未成熟等々。周知のように「出稼型」については、一方では体制変革問題の棚上げ、宿命論的悲観論、労働力需要者としての資本の問題の軽視等、要するに講座派の矮小化された一面的継承といった批判が行われたが、他方ではそれなりに広範な支持が得られたのも確かである。云うまでもなく戦前の「講座派」の日本資本主義の構造把握を背景にしていたからである。特に山田盛太郎『日本資本主義分析』の「半封建的土地所有」に基づく「半隷農的小作料と半隷奴的労働

賃銀の相互規定関係」がその軸になっていたと云ってよい。後述のように大学でマルクス主義の洗礼を受けていた私は、『分析』に傾倒していたこともあって「講座派」支持であった。だから日本の低賃金を主題とする私のこの論文の一つの目的は、「出稼型」ないし「半農半労型」の低賃金規定が、「講座派」の批判者である「労農派」の主張より根底的であることを示す点にあった。(さし当たり当面の問題に関しては、日本文学学会編『封建遺制』1951、有斐閣。『社会政策学会年報第二集 賃労働における封建性』1955、参照)。

労働力再生産が賃金のみで成立しない場合を極めて単純化してみると、「賃労働と自家農業の結合形態」「賃労働どうしの相互補助的結合形態」「賃労働と自家農業以外の主として商・工業小経営との結合形態」の三形態が存在する。農家を含めた小経営(云うまでもなくここでの小経営とは自家労働を基礎としたもので、資本家的経営にまで発展したものではない)と賃労働の結合形態が、賃労働どうしの結合形態と一括等置されるためには、賃労働がそれぞれ結合する小経営収入と賃金との共通性、換言すればこのような小経営における自家労働が擬制的な賃労働であることが必要である。つまり資本制生産における費用価格  $C + V$  が擬制的にせよ適用されうること、云いかえると  $C + V$  が形態的には異なっても、機能的に成立しうることが必要であろう。大内力その他の労農派の主張は「我国資本主義の後進性に基づくエムプロイメントの狭小が、過小農制を存続せしめつつ同時に低賃金水準を生ぜしめ、それが農家経営における自家労賃部分を低めることにより、擬制化された資本主義的地代を高率化せしめる」とするものであって、ここでは自家農業に対して  $C + 0.73V$  (0.73は自家労賃部分の農家生計費に対する比)の例のように、極めて歪曲化され

た形にせよ費用価格が適用され、擬制的な、形態的には異なっても機能的には等しい賃労働が存在するわけである。このような立場からすれば、前記の三つの結合形態もいわば「相互補助的賃労働」(広義の「賃労働どうしの結合形態」)として一括等置されることになる。注意を要するのは、この場合資本主義経済の発展が低賃金と相互補助的賃労働を同時に生み出すのであるが、むしろ「相互補助的賃労働によって低賃金が生ずる」のでなく、「低賃金によって相互補助的賃労働が生ずる」という面が強く現れてくることである。ここでは小経営における自家労働、とくにわが国農家経営の自家労働の特殊性は無視され、資本主義経済一般の内包する低賃金の諸要因が重視されることになる。果たしてそうか。

わが国農家の自家労働が社会的に評価されない事実は多くの点で明らかにできるが、その基礎にはわが国農家経営が単なる自家労働に基づく小経営というのではなく、それが資本主義経済にまきこまれた商品生産として完全には成立しきっていない事実、具体的には「農業総収入の四割余というものは農民がこれを自ら生産し、且つ『現物』として支出しているのであっていわば『商品交換』の埒外にある」という事実が存在する。このような自家消費部分は農産物価格によって増減する面を持つものの、当面の条件下では機構的に商品交換過程に入らない性格を持つものであり、その限り「単純に使用価値に解消すべきではない」が、「これを積極的に商品であり価値であるということは疑問」なのである。つまりわが国農家経営には自給自足の自然経済的側面が存在しており、商品生産が隅から隅まで支配しているとは云えない。このような事情の上にわが国農家経営への費用価格の適用が不可能になり、自家労働の社会的評価が成立しないのであって、それは基本的には、

農民層の近代的分解が存するにせよ、国家独占資本主義と半封建的土地所有関係(およびそれに従属した社会関係としての家族主義)によって、その展開が抑圧されている事情によるものである(農家自家労働評価の不確立については綿谷超夫「農地改革後の自作農の性格」『農業総合研究』6巻2号に負うところが多い)。

私たちの電力労働者の調査によると、賃労働兼業農家と労働者家計とを全く同一条件下で比較した場合、生活水準はむしろ前者が良いくらいであるのに、最低生活費の主観的評価は前者が後者の71 - 75%であった(前掲『労働科学』1951.2)。自家消費部分、さらには自家労働評価の不確立を示すものと云ってよい。また費用価格のわが国農家経営への適用の否定は、一般の低賃金水準から農家自家労働部分の低下を導き出す論理的関連を切断することになる。私の論文に新しい点があるとするれば、右の実証を半封建的土地所有に基づく農家自家労働評価の不確立に結びつけた点である。賃労働型が低賃金を規定するという場合、「賃労働どうしの相互補助的結合形態」や、半封建的土地所有関係に支配されず商品生産が全領域を支配し、旧い家族主義の支配する農村社会より分離する程度の高い「賃労働と商・工業小経営との結合形態」ではなく、「賃労働と自家農業の結合形態」を代表とする「出稼型」「半農半労型」が基礎的であることは明らかであろう。

この論文で私の主張したもう一点は、右のような「賃労働型」の存在にもかかわらず、調査産業の殆どで労働者の農家経済からの分離過程が確実に進行してきているという事実の指摘である。このような指摘は私を含めかなり多くの人々がしているが、しかもそこでは「賃労働型」をその一部とするような、特殊日本資本主義の型が持続する下での変化であるとする主張が通常であったし、当時の私もそうであった。しか

し、農地改革が半封建的土地所有を一掃したとする認識が確立するに伴い、「賃労働型」論は実質上消滅せざるをえなかったし、「講座派」の日本資本主義論も大きな変貌を遂げざるをえなかったことは周知である。部分理論の射程距離や事例研究の限界を思い知らされたものである。労働問題に限らず特定分野の研究者にとっては、云うは易く行うは難しいことだが、歴史的かつ世界的な大状況を把握するいわば大理論の、自己責任による認識の不可欠性を確認すべきだというのが私の自己批判であった。いずれにせよ、氏原正治郎が好意的に評価してくれたものの（『日本農村と労働市場』『農村問題講座・第3巻』1954、河出書房）、私の最初のこの研究は成功したとは云えない。

## 2 「搾取強化と高賃金化」、 「所得政策と経済整合性論」、 「経済民主主義」

1950年代中葉から70年代中葉にかけて日本経済の高度成長があり、実質賃金が約三倍になったことはよく知られている。この間の賃金上昇問題を取り扱った私の主要論文には「現段階における国家独占資本主義の賃金政策」（坂寄俊雄・高木共編著『現代日本の労働者』1975、日本評論社。高木『日本資本主義と賃金問題』に再収録）、および高木編著『講座・現代賃金論・国家独占資本主義と賃金政策』(1968)所収の私の諸論文がある。ここでは前者を取り上げる。

1955年から70年に至る間の実質賃金を見ると、戦時中激しい上昇を示したアメリカの停滞的状況を例外として、日、英、西独、仏、伊の各国とも明瞭な持続的上昇を示しており、しかもその上昇率は戦前のそれよりも高く、失業率もアメリカおよび1950年代のイタリアを除けば概ねいわゆる「完全雇用」状況にある。背景に戦後の持続的経済成長があったことは言うまで

もないし、国家独占資本主義の強蓄積政策の強行こそがその主因であるというのが、当時の私の理解であった。戦後各国の国家独占資本主義は、体制間矛盾、民族間矛盾、独占資本主義諸国間矛盾を条件としながら、国内の階級間矛盾に直面しなければならなかった。その場合国家独占資本主義にとって最大の問題は、人口の大多数を占め、強大な労働組合と自らの政党を持ち、戦前よりはるかに強大化した労働者階級が存在する場合、大規模な経済的困難が資本主義体制の維持を困難ならしめる可能性が小さくないといった事情である。ここから導き出される結論の一つは、国家独占資本主義が深刻な経済的困難を回避するために種々の経済政策を用いること、その延長線上に、社会主義に対抗するべく、さらに進んで「福祉国家」をスローガンに実質賃金、消費水準、生活水準を上昇させること、二つには問題の原因である強大化した労働者階級を抑圧と懐柔を組み合わせながら体制内存在に転化させること、そのためにも実質賃金上昇が必要になるということである。

ここで私が強調したのは、相対的剰余価値生産の下では実質賃金は低下と上昇両面の可能性を有していること、わが国の高度成長を牽引したのはアメリカより導入された生産と管理の両面にわたる新技術を軸とした新鋭工業大企業であって、それを先頭とする相対的剰余価値生産の強行こそが高賃金化の基本であるということ、要するに生産力の発展を背景とした搾取強化と実質賃金上昇の併存の強調であった。小林良暢（『戦後日本の剰余価値率』『経済学年誌』第5号）の推計によれば、この期間剰余価値率は明白な上昇傾向を示しており、政府統計の労働分配率は経済変動による影響で明瞭な傾向線を引くことは無理だが、小林の示した傾向を否定するまでには至らず、かつ先進資本主義国に比し一貫して最低の位置を維持している。要す

るに実質賃金上昇過程は搾取強化の過程であったと云ってよい(なお同論文には引用していないが、私が相対的に最も信頼できると考える泉弘志(「剰余価値率・利潤率の推計」『経済理論学会年報・第27集・労働価値説の現代的意義』1990)の、1960年から75年にかけての5年きざみの労働価値計算による製造業剰余価値率が60年から70年まで上昇、75年まで横這い、以後再び上昇としている点を見ると、私のように考えてよいのではないかと思う)。

高木郁朗(「賃金水準と資本蓄積」『社会政策学会年報・第26集・現代日本の賃金問題』1982)は、高度経済成長期の賃金上昇を、従来のマルクス経済学による日本資本主義発展の基本的条件としての低賃金という理解では説明できないという立場から、春闘の賃上げ結果を実証的に検討した上で、私の主張を「伝統的な低賃金論と異なるのは、賃金水準論でいえば、労働力再生産の場面における基準と、資本蓄積の場面における基準とを相対的に分離している点である。より積極的にいえば、生活論的には賃金水準を引きあげつつ、剰余価値率を維持していくところに、現代の賃金論の問題点をみすえようということである」として同意を示している。ただ私の場合には、搾取強化と賃金上昇と云っても前者が主軸をなしているのに対し、氏の場合には春闘を重視する立場から賃金上昇に力点を置く傾きが否めない。この点は氏が、春闘における労働組合の賃上げ率が資本蓄積ないし高能率化の「従属変数」としてだけではなく、資本蓄積に対して外生的な「独立変数」として機能する可能性を求めて、資料分析に努力を傾けている点を見ても明らかである。私も賃上げ率の「独立変数」化を心から期待する一人だし、それなりに春闘の効果を評価するが、従来の総評主流がともかくも「合理化」反対つまり「搾取強化」反対の立場をとるのに対し、J C系民

間大企業労組を軸に「合理化」への協力と高賃金化を交換する組合勢力が、1960年代以降次第に主要勢力化しつつあったことは否定できない。氏の資料分析結果も「独立変数」化を否定しているように私には見える。この点はわが国労働組合および労資関係をいかに理解するかにかかっているが、私の主張は「賃金体系」論に関連して後述する。

70年代中葉の世界的な「構造的経済危機」の顕在化とともに「高度成長」は「低成長」へ転化せざるをえない。国家独占資本主義が労働者階級を統合するための実質賃金・生活水準を傾向的に上昇せしめてゆく必要から免れたわけではないが、「搾取強化と賃金上昇の併存」ないし「高度成長型合理化」の可能性はすでに大幅に変化してしまっている。両者が成立しがたい場合、賃金上昇が見捨てられるのは当然といってよい。「所得政策」を代表とする「低成長」下の国家独占資本主義賃金政策の登場である。「所得政策」について私は「経済民主主義と労働組合の賃金政策」(『社会政策学会年報第23集・構造的危機下の社会政策』1979)で取り上げており、また「日本における所得政策論批判」(『月刊労働問題増刊・所得政策と労働運動』1978.3)で、わが国における所得政策論、具体的には経済審議会委託研究報告『物価安定と所得政策 物価・賃金・所得・生産性研究委員会報告』(通称『熊谷報告』1968)、および『現代インフレと所得政策 物価・所得・生産性委員会報告』(通称『隅谷報告』1972)のかなり詳細な理論的吟味を行っている。しかし後者は特に一般と異なった新しい主張を展開したものであるのではないので、ここでは前者の論文を取り上げる。

「高度成長」から「低成長」への変化に伴い、わが国国家独占資本主義の賃金政策の転換が具体的に明瞭化するのには75年春闘である。背景に

経済危機下の74年春闘の「大幅賃上げ」があったことは言うまでもない。所得政策の定義は種々であるが、「隅谷報告」にならってその最も基本的な要件として「コスト・インフレの抑制」を目的とすること、さらにその方法として「直接に生産要素の報酬率（賃金，利潤，利子，配当，地代など）に影響を及ぼし，それによって要素費用（分配所得）の上昇を抑制」すること，この二点をとるとすると，75年春闘に始まる賃金抑制政策は所得政策の一形態といえることができる。それは第一，労働組合の74年春闘が物価上昇に責任がないにもかかわらず（『昭和50年版・労働白書』自身が指摘するように，74年春闘相場32.9%に示される大幅賃上げは「48年以來の消費者物価高騰の影響を強く受けて上昇したものであり，現に74年消費者物価上昇率23.2%に対し，実質賃金上昇率は全産業で2.2%にすぎない），わが国労資の力関係を反映して，いわば賃金コスト・インフレに対する予防措置として賃上げ抑制が行われている点で，第二，政府が実質上種々の介入を行いながら直接には関与せず，わが国に特徴的な企業内労資関係，企業内賃金決定を土台にした春闘相場の形成・波及を内容とする，日本的な賃金決定機構に直接の賃金決定をゆだねている点で，「日本型所得政策」と云える。政府や経営者団体の活動がことさらイデオロギー的な側面に偏る傾向があったことなどは後者の現れと云ってよい。

75年春闘における「日本型所得政策」は単純な「賃金コスト・インフレ論」を使用している。要するに「物価上昇率 = 名目賃金上昇率 / 労働生産性上昇率 / 労働分配率上昇率」と定義した上で，「この式の意味するところは，もし仮に労働の分配率を不変と仮定するならば，名目賃金と労働生産性が同率で変化するときのみ，物価水準の安定が維持されるということである」とするのである。

この恒等式に対しては，物価上昇率に影響を与える種々の因子のうち特定のものを抜き出して他を捨象しているとか，それが賃金コスト・インフレ論的主張に用いられる場合に前提している，労働分配率一定の明確な根拠が存在しない等の批判があるが，十分に効果的なものとは云えない。仮に労働組合運動が強力で分配率が上昇した場合，資本側の対応は前記恒等式からすると，名目賃金の引き下げ，生産性向上（「合理化」）の強行，物価引き上げの三つしかない。前二者はこの場合，労組が強力であることが前提になっているため困難とすると，答えは物価上昇である。現代では賃上げを理由とする独占価格の引き上げ（さらに独占と癒着した政府によるインフレ政策の強行）は通常のことである。資本側のもう一つの対応として，輸出価格競争等の事情で賃上げを独占価格引き上げに転嫁しにくい場合には，労働分配率上昇による利潤低下に対抗して，生産と投資の停滞・縮小，資本の海外逃避等の手段がとられ，不況を生ぜしめる。所得政策が政府・財界側にとって当然の政策であることは明瞭といってよい。

私が強調したいのは，所得政策と実際上同内容の主張がJ C（金属労協）や同盟によって75年春闘から公然となされており，80年春闘の頃から「経済整合性」論の名称で春闘共闘会議を含むわが国労働組合主流の主張になってきたことである。この時機以降日本の労働組合の多数派の賃金闘争は，資本蓄積に対する「独立変数」化を明確に拒否し，積極的に蓄積の許容範囲内での賃金交渉にみずからを限定することになった。いわば欧米の大多数の組合と異質化したと云ってよい。現象的には華々しい政府・財界との論議や折衝にもかかわらず，この後わが国主流派労組の組合機能は極度に低下することになる。

所得政策ないし「経済整合性」論が提起した問題を言いかえると、賃上げと「合理化」反対闘争によって分配率を引き上げ、利潤を低下させながら、しかも独占価格の引き上げを許さず、また生産・投資の低下と失業の増大を生じさせないためには、労働運動の側にいかなる対応が必要とされるか、という問題である。これに対する回答の第一は、労働組合の賃金闘争は組合運動にとって不可欠の基本的位置を占めるものであるが、それだけでは右の事態に対応できないということである。回答の第二は、右の賃金闘争の土台の上に、賃上げの価格転嫁としての独占価格の引き上げ、および利潤低下の下での生産・投資の縮小と失業の増大を防止する政府・独占に対する闘争を発展させ成功させることである。前者に対しては、独占禁止法の強化、大企業の原価公開、国会における民主的な価格監視・調整機関の設置等の対策が必要であろうし、後者に対しては解雇制限法や労働時間短縮を出発点に、資本の生産・投資のサボタージュ、国外逃避に対し、賃金上昇と経済発展を要求する労働者階級を中心とする勤労国民の統一した力で大資本を規制して、国外逃避の禁止、生産・投資を実行させるという政策が中心的な位置を占めることになる。そこでは当然政府に対する政策転換の要求・闘争が重要な意味をもつことになる。第三、物価や投資の規制が政権を持たない労働組合レベルの闘争で十分に行えるとは考えられない。当然これらの要求は要求主体の側の政権獲得の問題と不可分であろう。1960年代末から高揚したイタリア労働組合運動、およびイタリア共産党の政策に関する私の関心は右のような問題意識に関連している。

右の指摘では「高度経済成長」下の労働組合の賃金政策・運動の、経済民主主義的政策・運動への発展が、いわば社会の外延へ拡大してゆく方向でのみ捉えられている。しかしもう一つ、

闘争が企業・経営に凝縮し、企業・経営の民主的改革という経路を通して前進していく方向があると考えられる。「低成長」下のむき出しの「合理化」の下での、標準時間、機械やコンベアの作業速度、職務別の定員やその配置、作業方法、作業環境、あるいは賃金形態・賃金体系の変更、職種や職務の等級分類、昇進・昇格・配転・昇給等の諸問題、要するに低成長下の「合理化」の全面的系統的攻撃性の故に、企業・経営内の労働運動の闘争領域は急激に拡大せざるをえない。云うまでもないことだが、企業内賃金問題の実際から見るならば、これら「合理化」と呼ばれている諸問題のなかみは、実は賃金問題そのものであったり、賃金と不可分のものであることが極めて多いのである。

注意すべきなのは、これら「合理化」反対闘争が、同時に企業・経営における民主的規制闘争の初歩的段階を形成していることである。一般に雇用、解雇、配転、昇進、昇給、作業方法、標準作業量、作業環境、機械・設備の導入等のいわゆる「合理化」問題と、生産計画、販売計画、原価公開、さらには合併・系列化等の問題は、経営者にとって重要性のグレードが異なるであろう。しかし現実の「合理化」反対闘争が示しているように(たとえば人員整理反対闘争では、企業の種々の経営計画が団体交渉にのせられ、組合によって修正が要求されるのが珍しくないように)、これらは不可分に関連しており、したがって、いわゆる「合理化」反対闘争と種々の経営計画の規制闘争は内容的に結びついている。企業・経営内労働組合組織が強化され、その闘争領域が拡大し、「合理化」反対闘争が発展することは、企業・経営の民主的規制闘争を実質上おし進めることである。もちろん「合理化」反対闘争がそのまま企業・経営の民主的規制なのではない。「合理化」反対闘争が企業・経営の民主的規制に転化するためには、

その闘争内容が経営権によりいっそう迫る方向にレベル・アップする過程と同時に、それが経済民主主義という全体的闘争の中に位置づけられ、当該資本主義全体をおおう経済民主主義の系統的な政策目標と闘争課題が明らかにされ、それと関係づけられることが必要である。これらの諸点を念頭におきながら、73年から75年にかけてのイタリア留学の経験をもとに、私は工場評議会を軸に経営内外両方向での民主的改革闘争をおし進めた、60年代から70年代にかけてのイタリア労働組合運動のあり方について書いている（『イタリアの企業内労働運動』『現代の労働組合運動・7・巨大企業における労働組合運動』1976、大月書店）。

労働組合の政策・運動の経済民主主義的政策・運動への発展についてのもう一つの問題は、民主勢力が政権を獲得する以前の段階における、労働組合の経済民主主義的政策・運動の効果あるいはその限界についての問題である。その第一の主張は、民主政権確立以前の闘争の限界を強調する立場のものである。賃金コスト・インフレ論を例にとれば、賃上げは物価上昇か不況のいずれか、または双方をもたらし、しかも民主政権確立以前における経済民主主義闘争では物価抑制も不況阻止も限界があり、基本的に不可能である。経済民主主義的課題の達成は民主政権確立後において初めて有効になされうるのであり、それ故重要なことは、民主政権確立の主体形成としての、労働組合をその一部として含む統一戦線の組織化である、とするものである。ここでは、民主政権確立以前の経済民主主義闘争の目標として、経済改革上の成果と統一戦線形成・発展の両者が併存するが、力点は後者である。

これに対し第二の主張は「改革は階級間の力関係の変化を通じて変革への道を開く」とするもので、当時のイタリア共産党やその周辺など

に見られた主張である。再び賃金コスト・インフレ論を例にとれば、ここでは民主政権確立以前の段階においても、経済民主主義闘争は種々の手段（たとえば物価引き上げに関しては、先に例示した公正取引委員会や独占禁止法の強化、国会の価格監視機能の強化等）を用いて、物価抑制や不況阻止にも一定の成果をあげることができる。そうして一定の成果は闘争主体つまり統一戦線の発展水準とその力量のいかんによって可変的であり、逆に経済改革の成果があがることによって階級間の力関係が変わり、統一戦線はいっそう発展するとするのである。もちろん改良主義を拒否する立場からの経済民主主義の主張であるから、民主政権確立以前の経済民主主義闘争の限界を認めることは云うまでもない。したがってここでも、経済民主主義闘争の目標は経済改革の成果と統一戦線の確立の併存である。ただしこの場合は力点は前者におかれることになる。私は力点という表現を用いたが、経済闘争と政治闘争の関連についての両者の相違はかなり深刻と云ってよい。私は第二の主張を支持している（追記。私は70年代の留学経験で、民主的体質をもつイタリア労働組合運動とイタリア共産党に強く惹かれた。大学退職後90年代の過半をイタリアで過ごしたが、ソ連社会主義崩壊後の当時、イタリア共産党はすでに左翼民主党と再建派共産党に分裂していた。私は左翼民主党にどのような可能性があるかを知りたかったのである。私なりの結論的印象は、第一に、当面は失望でしかなく、第二に、グローバル化のすすむ現代の体制変革には、相当以上に長期の歴史的過程が必要だということの確認であった）。

私は労働組合の経済民主主義闘争に関して、前記「経済民主主義と労働組合の賃金政策」の後を受けて、「日本経済の民主的改革における労働組合の関与とその展望」（戸木田嘉久・高

木共編著『講座・今日の日本資本主義・7・日本資本主義と労働者階級』1982), および「労働組合の経済民主主義闘争」(島崎晴哉・高木共編著『日本の労働組合運動・4・経済民主主義運動』1985)を發表している。既述の経済民主主義に関する部分には、この両論文の内容がかなり取り込まれている。両論文ともかなりの量なので要約は無理というしかないが、わが国労働組合の事例を多く取り上げていること、とくに1977年の国鉄労組新潟大会での「民主的規制」の闘争方針案に関する論議を私なりに整理していること、「変革主体形成論」に触れていること(この問題については「貧困化」論で取り上げる)、労働組合の経済民主主義闘争と先進国革命との関連にまで論議の視野を広げていること等が特徴をなしていると云えよう。ただ現在の時点から振り返ると、既存の事実を分析・解明するという作業の範囲を大きく越えて、労働運動の将来にわたる政策・運動までを論ずることは、私の理論的蓄積の弱さが主要原因であるとはいえ、予想をはるかに越える極めて困難な作業であったという印象が、非常に強く残っている。同時に世界的な歴史的な大変動をも踏まえて、結局わが国の経済民主主義運動の成否を左右するものは、客観的条件と同時に、主体的条件、なによりも民主勢力の多数派化、とくにその主力部隊としての、文字通り民主的な体質の労働組合の強大化が不可欠という平凡な感想が言葉に尽くせないほどに強烈である。それに役立つような研究が前進することを願わずには居られない。

### 3 「賃金体系」

私が法政大学工学部の工業経営学科(現在の経営工学科)で担当したのは、作業管理と労務管理、つまり職場での労働者管理が中心であった。そのためか、労働組合との接触が強まる中

で、主として単位組合の幹部から現場の実際の問題の相談を受けることが多くなり、大袈裟に言えば私設の相談所ようになった。1950年代末頃から飛び抜けて多くなったのが賃金体系問題である。これに答えるためにまとめたものが『労働組合と職務給』(1963)であり、主としてその中の理論的側面だけを取り扱ったのが「職務給に関する一考察」(『社会政策学会年報第11集・労働時間と職務給』1964。『日本資本主義と賃金問題』に再収録)である。前者は主として単位組合幹部を対象として執筆したために、一見組合向け解説書のように受け取られることが多い。しかし私としては、年功賃金の職務給化に関する理論と実際を新しい視角から概説したわが国最初の著作ではないかと、ひそかに自負している。ただしここでは後者を取り上げる。

この論文の特徴の第一は、独占段階における職種の職務への分解に基づく「内部昇進制」を基礎にしていることである。最初に私がこの問題を教示され多大の感銘を受けたのは、小池和男「賃金・労働条件管理の実態分析 企業内賃金構造の理論」(氏原正治郎・薄信一共編著『講座・日本の労働問題・ 労務管理』1961、弘文堂)であるが、この仮説を次々と実証し発展させていったのは氏原を中心とする研究者集団であった。私見のかぎりでは日本とアメリカに関しての実証は成功していると思われるし、ヨ・ロッパ諸国についても「内部昇進制」自体の存在を示す事例は数多く指摘されている。しかし、そこから直ちにわが国のいわゆる年功賃金の現象が、独占段階に共通するという結論を導き出すことは困難なのではなからうか。わが国大企業労働者の労働市場の企業別分断をもたらす勤続別賃金格差と西欧諸国労働者のそれとは明らかに異なる。

独占段階における内部昇進制の共通性を前提

にしながら、日、米、欧間の差異を理解するために私がとった手段は、この昇進制度を軸とした企業内労働関係をめぐる種々の事情（たとえば熟練・地位・賃金と勤続との対応関係、労働市場の企業別分断、企業内賃金決定や企業別労働組合等に示される企業内労資関係の相対的独自性等）の総体に「昇進制度的労働関係」という用語を与え、両者を区別したことである。後者はもちろん我が国の場合をモデルとして想定したものである。かりに昇進制度が存在したとしても、勤続別賃金格差が小さく、労働移動に伴う損失が少ない場合には、労働市場の企業別分断は生じにくい、ないし生じても弱いレベルに留まるはずである。つまり昇進制度という概念は「昇進制度的労働関係」の成立にとって必要条件ではあるが、充分条件ではないと考えたわけである。

では「昇進制度的労働関係」の成立要件はなにか。それはなによりも労働市場の企業別分断であり、その原因としての労働移動に伴う労働者の損失の大きさであり、その集中的表現は勤続別賃金格差の大きさである。では勤続別賃金格差の巨大さの原因はなにか。独占資本主義段階では独占的大企業の中小・零細企業にたいする優位下、一般に企業規模別賃金格差が存在するが、とくにわが国の場合は、中小資本に対する支配・収奪によって賃金支払い能力の差がいつそう拡大するとか、過剰人口の賃金引き下げ圧力が中小・零細企業にとくに激しいとか、独占資本主義形成・発展の歴史的事情の結果、独占的大企業と中小・零細企業間の平均賃金格差が他国に比し著しく大きい。以上を第一の要因とすれば、第二の要因は、不熟練労働力層の賃金（およびわが国では新規卒卒入職層の初任給）が一般に企業を越えて平準化すると云うことである。さらに第三の要因として、当面の勤続別賃金格差の巨大さの説明には昇進制度の存在が

前提されていたという事実がある。つまり勤続になんらかの程度対応する賃金上昇曲線が前提されていたわけである。

ここで縦軸に賃金、横軸に勤続年数をとると、勤続0年の初任給ないし不熟練労働力層の賃金レベルを出発点として、独占的大企業の高い平均賃金レベルを通過する右上がりの急角度の賃金上昇曲線（わが国賃金体系の用語でいえば「昇給曲線」と）、中小企業の平均賃金レベルを通過する、はるかに緩やかな賃金上昇曲線を描くことができる。前者の曲線が示すように、独占的大企業ほど勤続別賃金格差が激しく、「昇進制度的労働関係」が強く現れるのは当然である。以上からすると、独占的大企業の中小企業に対する支配が強力で規模別賃金格差が大きい場合には「昇進制度的労働関係」は促進され、不熟練労働力層の賃金水準が労働組合の賃金協約や最低賃金制等によって相対的に高位に押し上げられる場合には、昇進制度は存在しても「昇進制度的労働関係」は成立しないか、成立しても弱い水準に留まることになる、ということになる。

私の論文の第二の特徴は、わが国における年功賃金、職務給、職能給等の賃金体系をすべて「昇進制度的労働関係」の賃金的側面として捉え、それらが昇進制度に基づく共通した性格を有している点を強調したことである。もちろんそれぞれの賃金体系を構成する基準（年功か、職務か、職能か）も、使用する管理技術（職務分析、職務評価、職務分類、職能分類、人事評価等）の種類やレベルも異なり、かつ多様である。労働組合の立場から賃金体系問題に対処するためには、それらの具体的相違に対応しなければならず、私自身も組合の職務給への具体的対応のあり方と別個に、職能給への対応問題についての検討を行っている。企業内の賃金体系をめぐるとこれらの実際の問題を軽視することは

もともと不可能である。しかし賃金体系問題は「昇進制度的労働関係」あるいは企業内労資関係の一部であり、その実際的処理ないし管理技術的対応という範囲に収まりきれない内容を持っている。

たとえば「年功賃金の職務給化」という場合、年功賃金とはなにか、という設問は避けがたい。60年代前半の論議では、それを「欧米の体系と異なり前近代的で不合理」とする主張もそれなりに有力であったし（それに対する私のコメント「年功賃金の概念規定について」『社会政策学会年報・第12集・経済成長と賃金』1964、参照）、そこからヨーロッパ型の「横断賃率」指向の主張や、逆にアメリカをモデルとした職務給指向の主張が生じたことは周知である。これらの論議は第一、管理技術的賃金体系論の範囲をはるかに越えるものであり、かつ第二、日本の賃金体系の欧米に対する独自性、および年功賃金と職務給の異質性を強調している。第二の論議に関連して云えば、前記のように欧米に対する内部昇進制の基本的共通点と「昇進制度的労働関係」による相違点を指摘できるし、年功賃金と職務給との関係についても後述のように同様の指摘が可能である。

私は年功賃金を「個別企業内における、個人別賃金決定基準、および個人別昇給曲線の複合体を総称する概念」と規定した上で、その形態を次のようにモデル化した。縦軸に賃金、横軸に勤続年数をとると、右上がりの個人別昇給曲線が描ける。個人別曲線だから本来なら従業員数だけ存在するわけだが、モデル化のために、昇進のレンジが大きく昇給曲線が急上昇するA曲線、逆に上昇の緩やかな不熟練層のC曲線、両者の中間に位置するB曲線の三者で示すことにする。ここからまず指摘できる年功賃金の形態的特徴は、昇給曲線間格差の存在である。その主要なものは、職種ないし職種群別格差、つま

り熟練修得による昇進のレンジの大きさによる格差、資格とくに学歴別格差、性別格差、人事評価別格差である。この年功賃金の職務給化とは三点の内容からなっている。

第一は職種の職務への細分化というべきもので、管理用語での職務分析、職務評価による職務等級の分類・設定に当たる。つまり年功賃金下の昇給曲線では勤続に応じて賃金が上昇するが、その場合、同職種であっても勤続段階別に熟練の修得段階は異なり、作業内容も異なる。職務給化はそれを職務等級別に分類し、賃金もまた職務等級別に分類する。この結果、昇給と昇進が統合され、企業側による昇進統制が決定的重要性を持つことになる（説明は省くが、昇給統制も厳格化する）。昇進統制の手段としては一般に人事評価、試験制度、最低在職級年数の設定、職務別定員の設定等が挙げられる。年功賃金下でも差別支配の中心的役割を果たした人事評価が、職務給下では統合化した昇進・昇給（下世話に云えば、「出世」と「金」である）を統制することになり、差別支配ははるかに厳格化せざるをえない。職務給化がアメリカのレベルまで進んだ場合には、IE技術による職務別定員の設定が不可避となり、昇進・昇給の統制はさらに徹底化せざるをえない。私は、年功賃金の職務給化の企業側にとっての最大の効果は差別支配の強化であり、企業内労資関係での資本側の圧倒的優位の確立であると考え。わが国の「昇進制度的労働関係」、つまり我が国の企業別に分断された企業内労資関係下で、差別支配の強化により競争の激化を強制される点にこそ、労働組合にとっての最大の問題点があると云える。

職務給化の第二の内容は、賃金を企業内で職務等級別に細分化した場合、否応なしに必要な職務等級間賃金比率の職務評価による決定である。ここでの基本問題は、技術進歩に伴う

熟練変化によって生じた賃金序列の混乱を、労資のいずれが主導権をとり自らの有利性の下に対処するかという点にある。そして資本側が賃金決定における主導権、有利性を確保する、つまり支配体制を強化するという点では、職務評価による職務間賃金比率の決定よりも、前記の昇進・昇給の差別支配の方が論理的にも実際的にも基本的である。職務給化の実例を見ると、昇進・昇給の統制強化の見通しが保障される条件下では、資本側は職務評価に対してかなり柔軟であることが可能である。職務給化の第三の内容は、年功賃金下の昇給曲線の職務給下の昇給曲線（一定の労働力群の昇進・昇給による賃金上昇の軌跡）への変化であって、企業の独自の事情によりかなりの差異を有するものの、整理・モデル化すると次のようになる。上級職制層などへ昇進する労働力群は前記モデルのA曲線よりいっそう急角度に上昇する曲線へ、下級職務に停滞せしめられる不熟練層は前記C曲線よりはるかに緩やかな上昇曲線へ、両者の中間のB曲線に当たるいわば半熟練層では、年功賃金下の曲線に比し若年層は相対的に上昇、中高年層以上では悪化する。これに差別支配による労働者個人ごとに生ずる変動が加わる。要するに従業員の多数部分は相対的に悪化するが、少数部分は相対的に上昇するのである。

わが国における職務給化とは、以上三点をそれぞれの段階に応じて進めているものとして理解することができる。そうだとすれば、年功賃金と職務給の両者がその形態と機能において極めて共通していることが分かる。共に内部昇進制を基礎としており、かつわが国の「昇進制度的労働関係」下にある結果、当然勤続別賃金格差は大きい。また両賃金体系を通じて労働力群別昇給曲線間格差が存在する。個人別賃金の決定権を資本側が実際に掌握し、差別支配を行う点も共通する。とはいえ、両体系間の差異を軽

視することは許されない。第一に、いわゆる「前近代的」と「近代的」の差がある。年功賃金下の昇進制度は旧型の技術・熟練を土台としているのに対し、職務給下の60年代の新技術・新熟練は異なるし、使用される管理技術も異なる。第二に、賃金体系の管理機能の厳格化がある。この点は個人別昇進・昇給の決定をめくって詳細に述べた。要するに企業の差別支配が強化されるのである。第三に、上記のようなやや複雑な内容を持つ昇給曲線の変化と、昇給曲線間格差の拡大がある。もし以上の通りだとすれば、次のように結論することができる。すなわち年功賃金と職務給とは、わが国独占段階の賃金体系として、基本的に共通した形態と機能を有しており、後者は前者の近代化され、管理機能を厳格化したものである。

職能給については内容的に触れる余裕がないが、一口で云えば、日経連『能力主義管理』（1969）を出発点に、終身雇用および小集団方式によるモラル・アップと結合した職能資格制度を、賃金体系面から捉えた用語であって、70年代以降わが国賃金体系の主流的位置を占めていったものである。それはアメリカ直輸入の職務給の管理技術的困難を克服し、わが国の経済・労働事情に適合させることによって、資本側の管理機能を強化発展させたものである。要するにわが国の「昇進制度的労働関係」の賃金的側面として、それぞれの実際の差異と特徴を有しながらも、年功賃金、職務給と基本的に共通する性格をもつものと云ってよい。

私は独占段階に共通した昇進制度を基礎にわが国の企業内労資関係を理解するために「昇進制度的労働関係」という概念を設定し、年功賃金、職務給、職能給等の賃金体系を、それぞれの差異を有しながらも「昇進制度的労働関係」の賃金的側面として共通性を持つことを強調した。その根底には、企業別に分断された企業内

労資関係の下で、差別支配によって労働者間競争を強制される事態こそが、60年代以降のわが国労働組合運動発展の基本的障害の一つになっているという思いがある。私の論文に対しては、掲載された『社会政策学会年報』同号の小池和男、倉野精三のコメントをはじめ何人かの言及があったが、予想していた横断賃率論者の全面的批判は、私の知る範囲ではなかった。何故なのかよく分からない。ただ小池理論を土台としているのは全くの誤りとする批判があったが、小池は「内部昇進制」の有力な主張者であるものの、前記のように私は、それは集団研究の成果であって、そこから出発した小池独自の熟練論とは別の存在と考えている。また『労働組合と職務給』は私の著作としては希有の販売数を示したが、それだけに実践的観点からの批判、異論がかなりあった。『エコノミスト』誌上で日経連賃金担当者のかかり長文の反駁論文もあったが、殆どは組合の賃金問題担当者で、その中心的問題は、年功賃金と職務給の共通性の指摘は組合の職務給反対闘争にとって戦術的にまずい、というものであった。

#### 4 「貧困化」

「貧困化」をテーマとした私の主要論文は、「現代資本主義と貧困化法則」(島恭彦他編『新マルクス経済学講座・4・現代資本主義と社会主義』1973、有斐閣。『日本資本主義と賃金問題』に再収録)、および「貧困化と現代日本資本主義の蓄積構造」(『科学と思想』1993.1)である。ここでは前者を取り上げる

前者執筆の当時、すでに金子ハルオ「現段階での窮乏化法則」(宇佐美誠次郎他編『マルクス経済学講座・2・現代帝国主義論』1963、有斐閣)、下山房雄『日本賃金学説史』(1966、日本評論社)等の注目すべき労作が発表されており、ことに金子論文は従来の諸見解を総括した

ものとされていた。だから私の論文でも、現状分析の部分は別として、貧困化論検討の部分は金子説を軸に下山説で補強しながら展開する形になっている。実質賃金低下説、価値以下説、生活水準低下説等の批判、絶対的貧困化と相対的貧困化の、貧困化の発現形態としての理解等、部分的な差異を別とすれば、貧困化を「隷属＝搾取関係の拡大再生産」とした私の主張は、金子説を純化させたものと云えるかもしれない。ただ相違がないわけではない。

その一つは貧困化の基礎についての理解である。金子も含めて従来の諸見解はすべてそれを賃労働ないし労働力商品化に求めてきた。ただ下山は独特の見解を付け加えた。私は下山に賛同して次のようにのべた。「なによりも第一に、直接生産者たる労働者は資本家のためだけに労働し、その労働過程において資本家に統率され隷属しなければならず、かつ労働者の労働が生み出した生産物はすべていったん資本家に帰属する。労働を通して人間が自己を充実発展させるという、労働の積極的意義はそこには存在しない。私が隷属とよぶのはこの関係であり、かつその拡大再生産されたものである。第二、いわば質的關係ともいふべきこの隷属関係の上に成立する量的関係とも云うべきものが剰余価値の搾取に他ならない」。貧困化の廃絶は賃労働の廃絶でなければならず、なによりも隷属の廃絶でなければならぬ。しかし金子は隷属の側面を、価値によって表示される量的規定性をもった理論体系としての経済学の対象になりえないとして除外し、貧困化の表示基準を搾取率に集約化させている。これは結局金子説は相対的貧困化論に帰するのではないかという批判を招かざるをえなかったし、またマルクスが資本主義の蓄積の絶対的・一般的法則に関連して指摘した「貧困、労働苦、奴隷状態、無知、粗暴、道徳的墮落の蓄積」のうち、人間の社会的・文

化的・精神的側面を欠落させることになった。第二の相違点は、金子が貧困化の展開を資本主義的蓄積の絶対的・一般的法則によって論証するのに対し、蓄積の絶対的・一般的法則がそのまま貧困化法則なのではなく、剰余価値法則こそが基本的位置を占めるのであり、その展開を保障し促進するものとして、蓄積法則はじめ、その他の経済諸法則が全体として作用する、としたことである。

私の主張に対して各方面から種々の論評を受けたが、全面的批判を展開したのは、大木一訓「貧困化と変革主体形成についての一試論」（『科学と思想』37号、1980）である。大木は現在の貧困化論の大部分が致命的欠陥を有していると考えており、その代表的実例として私の論文を取り上げたわけである。問題点は多岐にわたるが、大別して二つになる。その第一は、貧困化問題と労働者階級の階級的成長ないし変革主体形成の問題との統一的把握の必要の強調であり、さらにその内容は二つに分けられる。一つは、労働者階級の状態を生産関係に視点において、もっぱら「否定的暗黒的に描き出すような貧困化論」だけで把握するのは一面的であって、変革主体形成の側面を把握するために生産力発展の役割を重視する必要があるということであり、もう一つは貧困化論と変革主体形成論を一体化した「労働者状態論」というべきものを確立せよ、という主張である。

私は回答論文で（「貧困化と変革主体の形成についての一考察 大木一訓氏の論文によせて」『科学と思想』38号、1980）、大木の主張方向に同感の意を示した。前者に関しては、すでに富沢賢治、相沢与一、仲村政文等の「労働の社会化」論の研究がすすめられていたし、私もコメンテーターを務めた経済理論学会第26会大会（1978、『経済理論学会年報第16集・現代資本主義と労働者階級』・1979に収録）の主

題は「労働の社会化と階級主体形成」だったのである。ただいわゆる「貧困化論争」の系譜をひく貧困化論研究に比し研究量が少なく、報告者富沢自身が述べていたように、研究が直接変革主体形成問題の解明にまで到達していないのが現状ということである。後者の、貧困化と変革主体形成の統一的把握のための労働者状態論の確立については、私は大木の主張方向に同意するとともに次のように答えた。「両者を労働者状態論として一本化できるものか、相互に相対的独自性をもちつつ不可分に関連する方法をとるのかに関しては、理論の具体的構築が一定程度進むまで意見を保留したい。両者とくに変革主体形成論は経済学の範囲をはるかに超えており、哲学、政治学、社会学その他隣接諸科学の知識とそれらとの協同作業がなければ具体的展望を確立することが困難であるが、現在の私の能力はそこまで到達していないからである」。大木の批判の第二は、私の貧困化論そのものの批判であって、論点は極めて多岐にわたるが、私には理論的に納得することが困難であり、なによりも大木自身の貧困化論がすでに一般的に否定された価値以下説と実質上同一のものであるので、再説する要はないと考える。

右の労働者状態論の必要性に関して大木および私を批判したのは戸木田嘉久である（『現代資本主義と労働者階級』第一章、1982、岩波書店）。変革主体形成論の基本的部分は労働者階級の要求・組織・戦術論（労働組合・協同組合・労働者党などの諸理論）に他ならず、貧困化論・状態論とは理論的次元が異なり、両者を結合することなど不可能とする主張である。しかし労働者階級の要求・組織・戦術に有効な指示・情報を与えてくれるような労働者状態論の確立が、極めて困難な問題であるとはいえ、望ましいのは当然のことと思われる。そこまで戸木田が否定しているようには考えられない。労

働者階級の主体的能動的要素の徹底的重要性、その要求・組織・戦術論の研究の重視は否定するべくもないが、それを支える生産力発展の影響と貧困化とを統合した労働者状態把握の可能性と必要性は、民主的改革と経済民主主義が課題となっている今日の時代、あらためて確認されるべきだろう。

私が大木と同様の批判を受けたものに、多様な貧困化論を丹念に検討した高原朝美『富裕化と貧困化の論理』（1987、青木書店）がある。私に対する批判点は二つ、一つは「隷属＝搾取関係の拡大再生産」の例証が直接的生産過程内にとどまっていて、それが全社会に拡大発展してゆく例証も、その内的論理の展開もない、ブレーゲリに倣って関連する経済諸法則を列挙しただけではないか、というものである。この批判は一応受け入れざるをえない。ただ私は現代の貧困化問題として、グローバルな規模での所得・資産格差の拡大化、および環境問題の深刻化を最重視する一人であるが、それを「隷属＝搾取関係の拡大再生産」から演繹的に展開することは不可能と考えている。下山（前記『日本賃金学説史』補章）の表現を借りるならば、「窮乏化理論なるそれ自体完結して内的体系をもつ独自の理論は存在しないということである。それはいわば資本の理論のかげとして展開されるのであり、たとえば労働強化による疲弊が内的矛盾により発展して生活不安の増大という事態が生まれるといったことにはならない」と云われるような特徴を持っている。つまり資本主義の経済諸法則に規制された資本の蓄積過程の進行の結果として、隷属＝搾取関係が拡大再生産されるという過程が必然的に貫かれてゆくという基本的動向を、労働者階級の状態に焦点を合わせて貧困化法則と規定するのである。従って環境問題や所得・資産格差拡大化の問題は、政治的・軍事的・経済的なアメリカ支配の

グローバル化の下で、種々の経済法則を適用しながら、それらの問題が現実いかに展開しているかを分析し、その中に貧困化がいかに貫かれているかを把握するというような方法をとるべきではないか、と考えている。なお、高原のもう一つの批判点は大木の第一の批判と共通点が多いので省略したい。

理論的考察というより、個人的印象のようなものだが、私は貧困化論が大きな転換期を迎えているように思う。今後、資本主義の時代ないしその民主的改革の時代が続くにしても、そこでは貧困化が絶対的形態ないし相対的形態をとりながら貫徹してゆき、同時に社会的生産力の発展に伴う生活の変化・発展も進行する。生活水準の上昇と貧困化の進行が併存するのであり、それを把握するための両者を統合して理解する労働者状態論が要求されることになる。その労働者状態は経済的側面を基本とするにせよ、政治的、社会的、精神的等の諸側面を有するものであり、労働者状態論は多面的・重層的なものにならざるをえない。ここで特に重要なのは生活の精神的側面であって、それは貧困化によって労働者が無知、粗暴、道徳的墮落に陥る一面を有すると同時に、社会的生産力の発展を背景に、知的水準の向上、組織的規律、献身性といった一面をも発達させ、さらには労働者階級・労働者政党がグラムシの云うヘゲモニー（知的道徳的ないしは文化的な優位性・指導による同意の獲得）機能を体現して、民主的変革、経済民主主義確立の展望を打開する大きな可能性をもつものとなりうるだろう。前記のようにその具体的な理論構築作業には、隣接諸科学との協同をはじめ多くの困難が考えられるが、前進の方向はこのようなものではなからうか。貧困化論は、抽象理論による貧困化擁護の論争から、右のような方向に転換するのではなからうか、と私は思う（高木「貧困化と主体形成に関

する覚書』『立命館経済学』第37巻第4・5号，1988．参照）。

##### 5 「潜在失業論」その他

1950年代前半，私は労研の委託調査・研究に便乗して農村過剰人口調査を試みたが（例えば「農村過剰人口と労働力の性格」『北海道労働研究・56』1954.8），調査方法の理論的根拠が弱いことに困惑した。55年経済企画庁調整部の委託研究報告，「潜在失業の理論」（「経済企画庁調整部民生労働課・部内資料」・1955）を書いたが，その内容の七割は学説史的検討であって，適度人口論，近代経済学系統のいくつかの主張，マルクス経済学の各々における，潜在失業の規定，および失業が潜在失業化する理由を整理したものである。残り三割は潜在失業の量的測定の調査方法論の検討で，蓄積に伴う失業増大動向を把握する意図のものであった。右の論文をもとに書いたのが「潜在失業に関する一考察」（『社会政策学会年報第7集・日本の失業』・1959。『日本資本主義と賃金問題』に再収録）であって，私の労研時代の最後の報告である。

この論文の書かれた当時は，わが国の膨大な過剰人口を潜在失業という用語で表現することが多かったが，その内容は極めて不明確であった。私の意図をきわめて大まかにいえば，潜在失業は，産業予備軍中，完全失業を除外した残余であって，流動的過剰人口は景気的変動によって生ずる失業に，潜在的過剰人口は農業部門における潜在失業に，停滞的過剰人口は非農業部門における潜在失業に該当すると考え，そのような立場から，潜在失業の概念規定とその発生要因，ならびにその諸特徴を考えてみようというものであった。私は『資本論』の主張を現実に応用する場合，時々補助的の中間概念を作ってみようという方法をとったが，ここでは相対的過剰人口とその三つの存在形態の規定を

通じて，ある社会層が産業予備軍に属する要件として，第一，標準的現役労働者に比して所得を含む総合的労働条件が低いこと，第二，資本の需要に応じうる可動性を有することの二点をあげ，ここから上記の課題を追求した。現時点から考えると，論旨の展開が抽象理論のレベルに留まっており，なによりも実態調査や実証的研究を行っていない欠陥が目につくが，「潜在失業」という現実問題への相対的過剰人口論の適用という面で，おそらくは初めての試みという程度の意味はあったと思う。

いくつかの批判のうち重要と思われるものだけを挙げておこう。第一は，井村喜代子論文の一部で取り上げられたものである（「相対的過剰人口をめぐる若干の問題」とくにその停滞的形態を中心として」・前記『講座・現代賃金論・2・日本資本主義と賃金』1968）。要するに「資本範疇」が成立している企業の労働者は現役労働者であり，停滞的過剰人口はそこには存在しえないとするものである。『資本論』次元ではその通りというしかない。しかし現代の国家独占資本主義下で過剰人口の存在形態の現状分析を行なう場合，『資本論』の時代の歴史的背景下の停滞的過剰人口の形態規定（勿論それを歴史的規定などと言い切るつもりは全くない）をそのまま厳密に適用しなければならないのか，現状分析に有効な中間理論的なものが考えられてよいのではないか，というのが私の考え方であったし，現在でもそれは変わっていない。第二の批判は田代洋一の書評が指摘したもので（「書評 高木督夫著『日本資本主義と賃金問題』吉田寛一編『労働市場の展開と農民層分解』」，季刊『農業総合研究』29巻2号，1975.4），わが国労働市場の階層的構造についての理論的理解が浅く，混乱しているというものであった。これは受け入れざるをえない。この問題は，下山の表現を用いると「『資本論』

の規定にはなかった格差的・差別的階層労働市場の形成」に基づくもので、「蓄積の結果としての『相対的過剰人口』のそのまた結果としての新たな形態の『過剰人口』の問題であって(下山房雄「雇用・失業問題と労働組合運動」辻岡靖仁・下山房雄編『日本の労働組合運動・3・要求闘争論』1985),私見では未だ理論的解決を示した論文は見られないようである。

第三は永山利和の批判で、「資本蓄積が生み出す様々な形態の過剰人口はいわゆる類型としての把握ではなくして、資本蓄積運動との関連における規定を与えられなければならない」とされ、その関連性を欠く状態把握からの形態規定は極めて欠陥が大きいとした上で、江口英一『現代の「低所得層」・上中下』(1979・80)で展開された「社会階層、階層構造という把握方法」こそ、過剰人口の形態把握にも用いられるべき方法であるとするものである(永山利和「不安定雇用の動向とその把握の方法について」『社会政策学会年報第24集・不安定就業と社会政策』1980)。江口の労作が、方法の上でも実証研究の面でも抜群の研究であることは異論がない。その点、前掲『日本資本主義と賃金問題』(1974)所収の拙論での、社会階層論的方法に対する私の理解の誤りは撤回するべきだと思う。しかし、その方法でなければ過剰人口の形態把握は前進できないとは考えていない。私のような主張も含めて種々の可能性が探索されるべきだと思う。

付けたりになるが、「貧困化」研究の末尾に記したのと同様の感想を、過剰人口問題でも感じざるをえない。私を含めて従来の過剰人口問題の研究は、資本主義の発展に伴いこの問題がいかに深刻化してゆくか、その問題解決のためにいかに体制変革が必要か、という側面に研究方向が向けられていたように思う。しかしこれからかなりの長期間、求められるものは経済民

主主義、経済の民主的改革の方向であろう。過剰人口の形態規定の把握もそのような方向に向けてゆくのではなからうか。たとえばパート・タイマーの問題にしても、現実の厳しい差別状態の把握とともに、女性の民主的権利の前進、現役労働者としての活動分野の増大等の側面が捉えられてゆくのではなからうか。

私の今までの研究は、賃金水準、賃金体系、労資および政府の賃金政策、賃金を軸として見た労働市場、労資関係、労働組合運動、労働組合の組織と運営等が主要部分を占め、一口に言えば「賃金と労働組合」と云ってよい。しかしそれ以外にはみ出した部分も広範囲にわたっている。とくに労働科学研究所時代、藤本武で行なった船員および林業労働の調査研究は多大の労力と時間をかけた忘れがたいものであるし(「船員実態調査報告書」・船員中央労働委員会委託調査報告書・1950。「林業労働賃金に関する研究」・林野庁委託研究報告書・1951)、講座派理論の立場から単独で長期間泊まり込んで行なった秋田県の山村調査も懐かしい(「山村農家と林業労働」・林野庁委託調査報告書・1952)。変わったところでは、初期の「主婦論争」に巻き込まれて、やむなくある期間女性問題の研究をしたことがある(「婦人運動における家庭婦人と労働婦人」『思想』1960.12。その他)。またイタリア留学先のミラノ・ボッコーニ大学の機関誌 *Rivista Internazionale di Scienze Economiche e Commerciali*, Università Commerciale Luigi Bocconi を中心に、イタリア労働事情の知識を前提にしたわが国労働問題の所在を、73年から83年にかけて8編の論文として寄稿している。

味気ない話になるが、数量的にいうと、単著10点、共著・共編著13点、委託調査研究報告書(大部分が藤本武との協同報告)14点、論文281点になる。私流の基準では、著書・論文304点

のうち、研究者を対象に書いたもの54点、労組機関誌や類似の労働問題関係誌を中心に組合幹部・活動家を対象に書いた運動論的ないし実用的論文が118点、両者の中間領域が132点という結果になる。

#### あとがき

私は1942年10月東大経済学部に入ったのだが、入学後すぐ旧制高校（三高）の上級生グループからマルクス主義の洗礼を受けた。この時の「刷り込み」効果は極めて強烈で、私の一生を方向づけたように思う。当時の東大・経済は全くつまらなかったで、知人から借用したマルクス主義の文献を図書館で読むのが、大学での主な勉強だった。戦後46年2月から全炭（全日本炭鉱労組）の専従者となり、二年半ばかり全国を走り廻った。半年ほど炭住（炭鉱社宅）に居候をしたこともある。敗戦直後の労働運動の高揚を直接体験したことは、私に圧倒的な影響を与えた。当時の炭鉱は政府の石炭重視政策のため、米こそ豊富であったものの、生活状態

は凄まじいもので、ことに中小炭鉱の生活は今日では想像できないひどさであった。労研に入所後の労働現場の調査でも、林業、製鉄、炭鉱等で、現在ではすべて消滅してしまったような非人間的な労働をイヤというほど見せられた。さらに日常的に接していた藤本武の影響も受けた。そんなわけで私はいつしか、マルクス主義の立場から、研究活動を含めて、労働運動を支持・激励する活動をすることを生涯の仕事と考えるようになった。このような考え方は研究者としては異論の多いところであろうが、私としては他に選びようがなかった、というのが率直な気持ちである。

最後にお詫びをしておきたい。私は93年大学退職後、90年代の過半を海外に居住、帰国後も体調の故に研究活動の第一線に参加しておらず、当然ながら最先端の研究状況にも暗い。現時点での常識を欠いた状況認識や問題意識を述べたかも知れない。御寛恕を願いたい。

（たかぎ・ただお 法政大学名誉教授）